**＜小・中学生の就学校変更（指定校変更・区域外就学）に係る許可基準について＞**

**♦指定校変更（町内→町内）**

中泊町教育委員会では、通学区域を設定し、児童生徒の住所によって就学する小・中学校を指定しています。

　やむを得ない事情により、指定校以外の学校に就学を希望する場合には、町教育委員会に申請を行い、許可を受ける必要があります。なお、就学指定校変更の許可基準は、下記のとおりです。

**▶ 就学指定校の変更許可基準**

　下記の基準は、通学経路・方法を明確にし、通学上の安全については、保護者が確保することを条件とします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可基準 | 許可期限 | 対象学年 | 添付書類 |
| １ | 心身の障害や疾患により就学指定校への就学が困難な場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 証明できる書類（医師等診断書の写し）その他証明できる書類 |
| ２ | 転居が予定されている場合で、転居予定学区の学校に就学を希望する場合 | 概ね1年まで | 全学年 | 事実のわかる書類（建築確認等） |
| ３ | 転居による場合（引き続き転居前の在籍校に就学を希望する場合） | 卒業まで | 全学年 | 事実のわかる書類（建築確認等） |
| ４ | ①　保護者が共働き等で、帰宅後の児童を保護監督するのが困難であり、親族（未成年後見人含む）や施設に預ける場合（預け先の住所の指定校に限る）②　保護者が共働き等で、帰宅後の児童を保護監督するのが困難であり、勤務先近くの学校に就学させたい場合 | 小学校卒業まで | 小学校全学年 | 児童の預け先を確認できる書類等保護者の勤務先が確認できる書類等 |
| ５ | 部活動を理由とした中学校進学の場合（指定校に希望する種目の部活動がない場合） | 卒業まで | 小学校6年生 | 部活動在籍証明書（毎年度） |
| ６ | いじめ・不登校その他特別な事情により、教育的配慮を要する場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 校長の意見書等 |
| ７ | 兄姉が就学指定校変更許可を受けて通学している学校に弟妹が就学を希望する場合 | 卒業まで | 全学年 |  |
| ８ | その他教育委員会が特に必要と認める場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 教育長が指示する書類 |

**♦区域外就学（町外→町内）**

区域外就学とは、他市町村に住所を有する児童生徒が中泊町の小学校及び中学校に就学を希望することをいいます。手続きとしては、中泊町教育委員会と住民登録地の教育委員会の承諾を得る必要があります。なお、中泊町の区域外就学の許可基準は、下記のとおりです。

また、中泊町に住所を有して、他市町村への区域外就学を希望する場合は、就学を希望する市町村の教育委員会と中泊町教育委員会の承諾が必要となります。なお、その際は、他市町村の区域外就学の許可要件等を参考にしてください。

**▶ 区域外就学許可基準**

　次の許可基準のいずれかに該当し、かつ受入れ校の学校運営上において特に支障がないと認められる場合です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可基準 | 許可期限 | 対象学年 | 添付書類 |
| １ | 心身の障害や疾患により就学指定校への就学が困難な場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 証明できる書類（医師等診断書の写し）その他証明できる書類 |
| ２ | 転居による場合（引き続き転居前の在籍校に就学を希望する場合） | 卒業まで | 全学年 | 転居が確実であることを証明できる書類（建築確認等） |
| ３ | ①　保護者が共働き等で、帰宅後の児童を保護監督するのが困難であり、親族（未成年後見人含む）が預かる場合②　保護者が共働き等で、帰宅後の児童を保護監督するのが困難であり、勤務先近くの学校に就学させたい場合 | 小学校卒業まで | 小学校全学年 | 児童の預け先を確認できる書類保護者の勤務先が確認できる書類 |
| ４ | いじめ・不登校その他特別な事情により、教育的配慮を要する場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 校長の意見書 |
| ５ | 中学校進学時、住所を有する市町村に希望する種目の部活動がない場合 | 卒業まで | 小学校６年生 | 部活動在籍証明書（毎年度） |
| ６ | 兄姉が区域外就学の許可を受けて通学している学校に弟妹が就学を希望する場合 | 卒業まで | 全学年 |  |
| ７ | その他教育委員会が特に必要と認める場合 | 教育委員会が認めた期間 | 全学年 | 教育長が指示する書類 |

※就学校の変更を希望される場合は、教育課学校教育係にご相談ください。

※この就学校変更に係る許可基準は、令和6年4月1日以降に小・中学校に在学する児童・生徒に適用します。